

(仮称) 仙台市社会的養育推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

児童虐待を受けた子どもや何らかの事情により実の親が育てられない子どもなど、社会的養育が必要な子どもたちの「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現することを目的として、本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を示した「(仮称) 仙台市社会的養育推進計画」を策定する。

なお、宮城県によって策定された現行の計画には本市も含まれているが、今回、本市の権限において取り組むべき事項を新たに定める必要があるため、本市独自の計画を策定する。(※)。

※計画の掲載項目については、裏面【参考】を参照

2 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間。

3 計画策定に向けた取り組み

計画策定にあたっては、児童養護施設等からのヒアリングの実施のほか、仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置・里親審査部会における審議を中心としつつ、中間案についてパブリックコメントを実施するなど、広く市民の方から意見をいただきながら進めていくことを予定している。

<計画策定スケジュール(想定)>

(令和元年度)

5月～ 児童養護施設等からのヒアリング実施

9月 本市における社会的養育の体制整備の基本的な考え方、各施策の取組等を審議

11月 中間案審議

12月 パブリックコメント(意見募集)

3月 計画案審議、計画策定

(令和2年度)

4月 新計画実施

【参考】計画掲載項目

(厚生労働省平成30年7月6日付「都道府県社会的養育推進計画策定要領」より)

- ・本市における社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像
- ・当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取）
- ・子ども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組
- ・各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ・里親等への委託の推進に向けた取組
- ・特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ・施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ・一時保護改革に向けた取組
- ・社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ・児童相談所の強化等に向けた取組